

## Topics | トピックス

- ◆ DV被害者に係る遺族年金等の生計同一認定要件の判断について
- ◆ 「令和2年改正法」の施行に伴う関係省令等を改正
- ◆ 20歳前の傷病による障害基礎年金にかかる支給制限等を改定
- ◆ 「年金振込通知書」(2021年10月分)に印刷誤り
- ◆ 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等を踏まえ障害年金診断書の取扱いの特例措置を延期
- ◆ 出生数、死亡数ともに減少 ～「2020年人口動態統計(確定数)の概況」
- ◆ 2021年7月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率で77.0%

### ◆ DV被害者に係る遺族年金等の生計同一認定要件の判断について

厚生労働省は、2021年9月1日付けの「年管管発0901第1号」により、日本年金機構年金給付事業部門担当理事に宛てて「DV被害者に係る遺族年金等の生計同一認定要件の判断について」を通知した。

生計同一に関する認定要件(以下、「生計同一認定要件」)については、「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」(2011年3月23日年発0323第1号(以下、「2011年通知」))により取り扱われている。また、配偶者からの暴力(DV)の被害者の場合、DVを避けるために一時的な別居が必要になる場合があることから、裁判例を踏まえたうえで、DV被害者に係る遺族年金等の生計同一認定要件の判断に当たっての留意事項について、「DV被害者に係る遺族年金等の生計同一認定要件の判断について」(2019年10月3日厚生労働省年金局事業管理課長事務連絡(以下、「2019年10月事務連絡」))により認定要件の判断について留意事項を示した。

引き続き、両者の通知を踏まえたうえで、下記のとおり、DV被害者に係る遺族年金等の生計同一認定要件の判断に当たっての留意事項を定め、2021年10月1日から適用した(下記)。本通知の適用に伴い、2019年10月事務連絡は、2021年9月30日をもって廃止された。

#### 【本通知の通知内容】

- 1 被保険者等の死亡時において、以下の①から⑤までのいずれかに該当するために被保険者等と住民票上の住所を異にしている者については、被保険者等の死亡時という一時点の事情に加えて、別居期間の長短、別居原因やその解消の可能性、経済的な援助の有無や定期的な音信・訪問の有無等を総合的に考慮して、2011年通知3(1)①ウ(イ)<sup>※1</sup>に該当するかどうかを判断する。
  - ① 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(2001年法律第31号。以下、「DV防止法」)に基づき裁判所が行う保護命令に係るDV被害者であること。
  - ② 婦人相談所、民間シェルター、母子生活支援施設等において一時保護されているDV被害者であること。
  - ③ DVからの保護を受けるために、婦人保護施設、母子生活支援施設等に入所しているDV被害者であること。
  - ④ DVを契機として、秘密保持のために基礎年金番号が変更されているDV被害者であること。
  - ⑤ 公的機関その他これに準ずる支援機関が発行する証明書等を通じて、①から④までの該当者に準ずると認められるDV被害者であること。

- 2 1の①、②、③及び⑤に該当するかどうかについては、裁判所が発行する保護命令に係る証明書、配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書（「配偶者からの暴力を受けた者に係る国民年金、厚生年金保険及び船員保険における秘密の保持の配慮について」（2007年2月21日庁保険発第0221001号）の別紙1※2）、住民基本台帳事務における支援措置申出書（相談機関等の意見等によってDV被害者であることが証明されている者に限る）の写しまたは公的機関その他これに準ずる支援機関が発行する証明書を通じて、確認を行う。なお、1の④に該当する場合は、証明書を通じた確認は不要とする。
- 3 DV被害に関わり得る場合であっても、一時的な別居状態を超えて、消費生活上の家計を異にする状態（経済的な援助も、音信も訪問もない状態）が長期間（概ね5年を超える期間）継続し固定化しているような場合については、原則として、2011年通知3(1)①ウ(イ)に該当していないものとして取り扱う。ただし、長期間（概ね5年を超える期間）となった別居期間において、経済的な援助または音信や訪問が行われている状態に準ずる状態であると認められる場合には、この限りではない。
- 4 1から3までの規定により生計同一認定要件の判断を行うことが実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなる場合にあっては、1から3までの規定にかかわらず、当該個別事案における個別の事情を総合的に考慮して、被保険者等の死亡の当時その者と生計を同じくしていたかどうかを個別に判断する。

※1 2011年通知3(1)①ウ(イ)

3 生計同一に関する認定要件

(1) 認定の要件

生計維持認定対象者及び生計同一認定対象者に係る生計同一関係の認定に当たっては、次に該当する者は生計を同じくしていた者又は生計を同じくする者に該当するものとする。

① 生計維持認定対象者及び生計同一認定対象者が配偶者又は子である場合

ウ 住所が住民票上異なっているが、次のいずれかに該当するとき

(イ) 生活費、療養費等について生計の基盤となる経済的な援助が行われていると認められるとき

※2 2007年2月21日庁保険発第0221001号の別紙1

別紙1(表 面)  
配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書(様式例)

(フリガナ) 氏名(※1)	男・女
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日
現住所	
連絡先等(※2)	
(フリガナ) 同住家族氏名(※3)	男・女
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日
現住所	
連絡先等(※2)	
婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センター(※4) 機関名及び代表者氏名 所在地、電話番号 婦人相談員(※5) 所属機関名及び所属長氏名 所在地、電話番号 受付日 年 月 日	
上記の者は、配偶者からの暴力を理由として保護したことを証明する。 なお、本証明書の用途は、国民年金保険料の免除申請又は年金事務所等が管理する記録について秘密の保持の配慮に関する申出に使用する場合に限る。	
年 月 日 婦人相談所(※6)の名称 代表者氏名 印 所在地、電話番号	
本人の基礎年金番号又は年金証書の基礎年金番号及び年金コード(※7)	
同住家族の基礎年金番号又は年金証書の基礎年金番号及び年金コード(※8)	

(裏 面)

※1 配偶者からの暴力を理由として保護した者の氏名を記入すること。  
「保護した者」とは、「婦人相談所もしくは婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターにおいて、または、婦人相談員が来所相談を受けた者」とする。

※2 年金事務所等から年金手帳や年金証書を送付する場合の連絡先(関係機関や代理の名称、電話番号も可)を記入すること。

※3 配偶者からの暴力の被害を受けている者(本人)に被保険者又は年金受給権者たる同住家族がいる場合には、その者の氏名を記入すること。

※4 婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが相談を受け付けた場合のみ記入し、婦人相談所に証明を依頼すること。なお、同支援センターが発行する場合は空欄可。

※5 配偶者暴力相談支援センターに指定されていない機関において、婦人相談員が相談を受け付けた場合に所属長が記入し、婦人相談所に証明を依頼すること。

※6 配偶者暴力相談支援センターが発行する場合は、配偶者暴力相談支援センターの名称等を記入すること。

※7及び※8 不明である場合には空欄にすること。

(その他)

1 証明書の太枠内は原則被害者の保護等を行った機関等が記入し、基礎年金番号又は年金証書の基礎年金番号及び年金コードについては本人が記入すること。

2 この証明書は、配偶者からの暴力を理由として保護した者及び来所相談のあった者に対して婦人相談所等が発行するものであり、国民年金保険料の免除申請又は年金事務所等で管理している国民年金及び厚生年金保険の被保険者及び受給者の記録について、秘密の保持に配慮してほしい旨の申出を行う場合にこの証明書を添付することとなる。

3 2の申請の際は、被害者本人が、この証明書を含む必要書類やその提出方法等について、事前に年金事務所に確認すること。

4 年金事務所等においては、証明書に記載されている相談機関等や証明書を発行した婦人相談所の名称等について、配偶者(配偶者からの暴力が行われた場合における当該配偶者又は配偶者であった者をいう。)に知らせないなど、取扱いについては十分配慮されたい。

## ◆「令和2年改正法」の施行に伴う関係省令等を改正

厚生労働省年金局長は2021年9月1日及び9月27日、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第40号。以下、「令和2年改正法」)が2022年4月1日から順次施行されること等に伴い、関係省令等を改正し、関係者に宛てて通知を行った(表1)。

<表1> 令和2年改正法の施行に関する厚生労働省年金局長による各種通知の内容

通知番号	宛先	タイトル	内容
年発0901第1号	地方厚生(支)局長 国民年金基金連合会理事長 企業年金連合会理事長	「確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令」及び「確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令」の公布について(通知)	「確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令」(2021年政令第244号)及び「確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令」(2021年厚生労働省令第150号)が2021年9月1日公布され、2024年12月1日より施行される。
年発0927第1号	地方厚生(支)局長	「確定拠出年金制度について」の一部改正について	「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」(2021年政令第229号)が2021年8月6日に、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」(2021年厚生労働省令第159号)が同年9月27日に公布されたこと等を踏まえ、「確定拠出年金制度について(2001年8月21日年発第213号)」の一部を改正し、企業型年金規約の承認基準等に関する事項を2022年5月1日より、企業型年金規約の承認基準等に関する事項を2022年10月1日より適用する。
年企発0927第1号	地方厚生(支)局長	「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」等の一部改正について	「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」(2002年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号)、「企業年金等の通算措置に係る事務取扱準則について」(2005年7月5日年企発第0705001号)及び「企業年金制度と中小企業退職金共済制度間の移行に係る事務取扱準則について」(20018年2月5日年企発0205第1号)の一部を改正し、2022年5月1日から適用する。
年発0927第2号	地方厚生(支)局長 国民年金基金連合会理事長 企業年金連合会理事長	「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」の公布について(通知)	確定拠出年金法施行規則(2001年厚生労働省令第175号)等について所要の規定の整備を行う。

通知番号	宛先	タイトル	内容
年発0927第3号	地方厚生(支)局長	「確定拠出年金制度について」の一部改正について	確定給付企業年金制度について(2002年3月29日年発第0329008号)の一部を改正し、2022年5月1日から適用する。
年企発0927第3号	地方厚生(支)局長	「確定拠出年金の拠出限度額の見直しについて(通知)」	確定拠出年金法施行令(2001年政令第248号)及び確定拠出年金法施行規則(2001年厚生労働省令第175号)が一部改正されたこと等により、2022年10月から、企業型確定拠出年金(企業型DC)に加入する者について、企業型DCの事業主掛金と個人型確定拠出年金(個人型DC(iDeCo))の掛金との合算管理の仕組みを構築することで、企業型DC規約の定めや事業主掛金の上限の引下げがなくても、月額5.5万円(確定給付企業年金(DB)等の他制度にも加入する者は2.75万円)から各月の事業主掛金を控除した残余の範囲内で(月額上限2.0万円(同1.2万円))、iDeCoの掛金を毎月拠出できるよう改善する。

## ◆ 20歳前の傷病による障害基礎年金にかかる支給制限等を改定

20歳前の傷病による障害基礎年金にかかる支給制限等が改定され、2021年10月1日から適用されている。扶養家族がいる場合、従来は前年の所得額が4,621,000円を超える場合は障害基礎年金の全額が支給停止、3,604,000円～4,621,000円の場合は半額支給停止となっていたが、2021年10月1からは4,721,000円を超える場合に全額支給停止、3,704,000円～4,721,000円の場合に半額支給停止となっている(表2)。

<表2> 20歳前の障害基礎年金に係る支給制限等

受給者の障害等級	前年の本人所得額	支給内容	支給額(年額)
1級	4,721,000円を超える	全額停止	—
	3,704,001円～4,721,000円	2分の1の年金額停止	488,063円
	3,704,000円以下	全額支給	976,125円
2級	4,721,000円を超える	全額停止	—
	3,704,001円～4,721,000円	2分の1の年金額停止	390,450円
	3,704,000円以下	全額支給	780,900円

## ◆ 「年金振込通知書」(2021年10月分)に印刷誤り

2021年10月から介護保険料等の特別徴収額が変更になったことに伴い、日本年金機構は2021年10月5日、年金の振込額が変更となる人に「年金振込通知書」を発送した。ところが10月6日、愛知県、三重県及び福岡県の一部の地域に在住する受給者に送付した「年金振込通知書」について、別の人の基礎年金番号、振込金融機関、振込金額及び控除額の記載内容が誤って印刷されていることが判明した(別の人の個人名は印刷されていない)。

日本年金機構では、10月11日に正しく印刷した「年金振込通知書」を再送付した。なお、10月15日に支払われる年金は、正しい年金額で支払われる。

## ◆ 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等を踏まえ障害年金診断書の取扱いの特例措置を延期

日本年金機構は2021年9月15日、厚生労働省から同年9月10日付で発出された「年管管発0910第4号」の『「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等に係る障害状態確認届（診断書）を提出期限までに提出しなかった場合における障害基礎年金、障害厚生年金等の支払の一時差止め等の取扱いについて」の一部改正について』を受けて、特例措置を延期することを公表した。障害年金診断書の作成可能期間は3カ月間とされているが、緊急事態宣言（2021年1月8日～同年3月21日、同年4月25日～同年9月30日）や、まん延防止等重点措置（2021年4月5日～同年9月30日）の対象地域に居住する人や、圏域をまたいで対象地域の医療機関を受診する人が、医療機関を受診できず、通常の手続を円滑に行うことができない場合を想定して、以下のとおり、障害年金診断書の提出についての特例措置が延期されることとなった。

### ● 提出期限が2021年2月末日である人

2021年11月末日までに障害年金診断書が提出された場合は、障害年金の支払いの一時差し止めは行われない。

### ● 提出期限が2021年3月末日、4月末日、5月末日、6月末日、7月末日、8月末、9月末日、10月末日または11月末日である人

2021年12月末日までに障害年金診断書が提出された場合は、障害年金の支払いの一時差し止めは行われない。

<2021年9月30日現在>

## ◆ 出生数、死亡数ともに減少 ～「2020年人口動態統計（確定数）の概況」

厚生労働省は2021年9月10日、「2020年人口動態統計（確定数）の概況」を公表した。調査によると、出生数は84万835人で前年の86万5,229人より2万4,404人減少し、1899年の人口動態調査開始以来最少となった。

一方で、死亡数は137万2,755人で、前年の138万1,093人より8,338人の減少となった。減少となるのは11年ぶりのこと。死亡総数に占める死因別割合をみると、「悪性新生物<腫瘍>」が27.6%（37万8,385人）が最も高く、次いで「心疾患（高血圧性を除く）」の15.0%（20万5,596人）、「老衰」の9.6%（13万2,440人）となっている。死因の第5位は前年同様「肺炎」となっているが、死亡者は前年より1万7,068人と大きく減って7万8,450人であった。「新型コロナウイルス感染症」による死亡者は3,466人で、死亡総数に占める割合は0.3%であった。

自然増減数（出生数と死亡数の差）はマイナス53万1,920人で、前年のマイナス51万5,854人より1万6,066人減少した（14年連続減少）。

## ◆ 2021年7月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率で77.0%

厚生労働省は2021年9月24日、2021年7月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

### 【2018年7月分の納付率】（3年経過納付率）

対前年同期比0.6%増の77.0%であった。3年経過納付率は最終的な納付率の状況を示すものとなっている。納付対象月数は866万月で、納付月数は667万月。

### 【2019年7月分の納付率】（2年経過納付率）

対前年同期比0.4%増の77.3%であった。納付対象月数は844万月で、納付月数は652万月。

### 【2020年7月分の納付率】（1年経過納付率）

1年経過納付率は75.0%であった。納付対象月数は822万月で、納付月数は617万月。

なお、都道府県別に見ると、1年経過納付率・2年経過納付率・3年経過納付率ともに最も高いのは島根県で、3年経過納付率は87.6%となっている。